

事務連絡  
令和2年（2020年）5月14日

指定認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

新型コロナウイルス感染症に係る外部評価の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。標記の件について、「新型コロナウイルス感染症に関する Q&A（令和2年4月17日横須賀市福祉部長通知）」において通知しているところですが、外部評価の取扱いについて、下記のとおり通知いたします。各事業所におかれましては、内容をご確認いただき、適切な対応をお願いいたします。

なお、本取扱いは、今年度限りとしますので、ご注意ください。

記

1 令和元年度に外部評価を延期・中止した場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として令和元年度に外部評価を延期又は中止した場合であって、令和2年9月30日までに代替措置（※）による外部評価を実施した場合、令和元年度に外部評価を実施したものとみなすこととします。

※代替措置例

- ・書類確認、事業所内の様子の確認について  
従来、外部評価当日に評価機関が確認していた書類の提出や、事業所内の写真・動画等の提出等により行う。
- ・ヒアリングについて  
事前に質問項目の提示を受け回答するほか、必要に応じて電話及びメール等により行う。
- ・具体的な内容については、各外部評価機関とご相談ください。

2 外部評価の実施回数の緩和に係る申請について

今年度に限り、平成31年4月24日付け横福指第31号にて通知していた受付期限（5月第2金曜日）を過ぎても受け付けることとします。なお、最終受付期限は、令和2年12月28日（月）とします。

（事務担当：福祉部指導監査課 指導監査第1係 電話：046-822-8162）